

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	子ども家庭 部 子ども青少年 課	作成日	令和3年5月25日	No.	8
作成責任者(課長)氏名	佐藤 哲郎	作成者氏名	疋田 孝介	電話	185
事務事業名	子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業）				
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 5年10月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	3	3			
実施根拠	法令等の名称 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則				
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
補助の内容(補助率等)	東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱（補助率1/2）				
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	乳幼児を養育している者に対し、病院等で診療を受けた場合に、各保険法の規定に基づき窓口で支払う自己負担分を助成する。 所得制限（国の児童手当に準拠）超過者及び入院時の食事療養費標準負担額については、市単独で助成している。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	延べ助成件数：49,574件 助成額：93,938,362円 うち市単独事業分 ①所得制限超過者：1,426件 助成額：2,783,852円 ②食事療養費：72件 助成額：724,940円			
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名			
事業環境の変化	厳しい財政状況の中、市単独で助成している入院時の食事療養費標準負担額について見直す必要がある。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	本事業は26市中全市で実施しているが、入院時の食事療養費標準負担額について助成している市は、国立市、東久留米市（1歳未満のみ対象）及び本市のみである。なお、所得制限超過者への助成については26市中全市で実施している。			
	国立市	入院時の食事療養費標準負担額助成（市単独事業）			
	東久留米市	入院時の食事療養費標準負担額助成（1歳未満のみ対象）（市単独事業）			
市民・議会等からの意見	特になし				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	医療証交付人数	人	毎年度末の交付人数	
	②				
成果指標	①	助成件数	件		
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)	131,154	93,938	129,862		
うち一般財源	67,992	48,714	67,602		
所要人員(人)	0.50	0.50	0.50		
総コスト(千円)	135,469	98,381	134,294		
活動指標	①	3,908 人	3,744 人	3,669 人	
	②				
成果指標	①	69,363 件	49,574 件	80,491 件	
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 東京都の補助事業として実施しており、一部市の単独事業となる部分はあるが、全ての乳幼児を対象とした医療費の助成制度は、子育て世帯の支援に大きく寄与していることから、市の関与は適切である。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 全ての乳幼児を対象とし、また、保険適用の医療費を全額助成していることから、子育て世帯への有効性は非常に高い。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある 医療証申請時及び都外診療等で自己負担を行った際は来庁の必要があるが、原則として手続不要かつ毎年自動更新となるため、市民の負担は最小限となっている。また、病院の窓口等での支払もないことから、利用者にとって利便性の高い制度となっている。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率な点がある 東京都の補助対象外である入院時の食事療養費標準負担額の助成については、26市では本市、国立市及び東久留米市（1歳未満のみ対象）しか実施していないことから、コスト削減の観点からも見直しの余地がある。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 申請から医療証の交付、資格の消滅まで条例等に基づき適切に処理し、適正に医療費の助成を行うことができています。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 全ての乳幼児を対象としているため、公平性は保たれている。
二 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
	(説明) ※その影響等を具体的に記入 令和2年度で、49,574件、約9千万円を助成しており、廃止した場合の影響は大きい。 乳幼児の健やかな育成を図る上で廃止・休止は困難な事業である。	【総合的意見】 本事業は、乳幼児の保健の向上と健やかな育成に大きく寄与する事業であることから継続すべき事業である。 ただし、入院時の食事療養費標準負担額の助成については、26市では本市を含め3市しか実施していないことから、コスト削減の観点からも見直す必要がある。
行政 評価 委員 会 意 見	<p>【今後の方向性】 <input type="checkbox"/>拡 充 <input type="checkbox"/>継 続 <input checked="" type="checkbox"/>一部見直し <input type="checkbox"/>抜本的見直し <input type="checkbox"/>廃止・休止</p> <p>【総合的意見】 本事業は、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成に大きく寄与する事業であることから継続すべき事業である。 しかしながら、入院時の食事療養費標準負担額の助成については、心身障害者（児）医療費助成制度やひとり親家庭医療費助成制度など、他の医療費助成制度においては当該負担額の助成を行っていないこととの均衡や、在宅療養者との負担の公平性を図る観点から、見直しを行う必要がある。</p> <p>本事業は、乳幼児の医療費を助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図るものであることから、今後も継続すべき事業である。 他方、本事業のうち、入院時の食事療養費標準負担額の助成については、在宅療養者との負担の公平性や他の医療費助成制度との均衡を図るという点については、市として考慮すべき問題であることは理解できるが、少子化に歯止めをかけ、子育て支援施策を充実させていかなければならない中においては、他市の状況やコスト削減を理由として直ちに廃止することには疑問が残る。 今後の子育て支援施策を推進していく中で本事業を見直す必要がある場合には、こうした点を踏まえ、利用者のニーズを的確に捉えた上で入院時の食事が乳幼児を養育する家庭に不可欠な支援であるかどうかを改めて精査し、慎重に判断していくことを求めたい。</p>	